

月刊！ソウゾク通信

成年後見制度による遺産分割 知っておくべき手続きと注意点

成年後見制度を利用している方が相続に関わる場合、遺産分割には成年後見人の関与が必要となることがあります。今回は、成年後見人が関与する遺産分割の手続きと、その際に注意すべき具体的なポイントについて説明します。



遺産分割と成年後見制度 成年後見人の具体的役割は？

遺産分割とは、相続人が複数人いる場合に相続財産を分ける手続きのことです。通常は相続人全員で話し合い（遺産分割協議）を行い、分割方法を決定します。しかし、相続人のなかに成年後見制度を利用している人がいる場合、一般的な遺産分割とは異なる点があります。

成年後見制度とは、認知症などで判断能力が低下した方の財産管理（預貯金や不動産の管理など）や身上監護（入院や介護の手続きなど）を支援する制度です。この制度の目的は、判断能力が不十分な高齢者や障害者を法的・経済的に保護することです。成年後見人には、本人の財産に関する法律行為についての代理権があるため、遺産分割協議に本人の代理人として参加し、遺産分割協議への同意を行います。

相続人の代理人として成年後見人がいる場合の遺産分割の基本的な流れは、次の通りです。相続人の確定と相続財産の調査が終わると、相続人全員で遺産分割協議を行います。協議を進めるためには成年後見人が本人を代理して参加する必要があります。次に、協議がまとまれば、遺産分割協議書を作成し相続人全員が署名・押印します。この際も成年後見人が本人を代理して行う必要があります。そして、合意した協議書の内容に従って遺産分割が実行されます。

なお、成年後見人には、本人の意思を尊重しつつ、本人の利益を最優先に考慮して遺産分割協議を行うことが求められます。特に、原則として本人の法定相続分を確保する必要があり、本人の生活状況や将来の資産管理を考慮し、最適な財産配分を目指すことが重要です。

成年後見人が関与する場合の 遺産分割での注意点

成年後見制度を利用している場合、遺産分割の進め方には通常と異なる部分があり、慎重な対応が求められます。

- ①利益相反に注意：成年後見人が相続人の一人である場合など、成年後見人と本人の利害が対立（利益相反）することがあります。このような場合は、本人の利益が守られなくなる可能性があるため、家庭裁判所へ特別代理人の選任を申し立てる必要があります。これにより公平性が確保されます。
- ②成年後見人との円滑なコミュニケーション：遺産分割協議が長期化・複雑化する可能性があるため、成年後見人と密接に協力することで、スムーズな進行が可能です。成年後見人に遺産分割案を丁寧に説明する、成年後見人を通して本人の意見を尊重し協議を進める、また、必要に応じて弁護士など専門家に相談するといった対応が大切です。
- ③調停や審判に備える：協議がまとまらない場合、家庭裁判所での調停や審判に発展する場合があります。調停では、成年後見人は本人を代理して参加し、合意を目指します。一方、審判では、家庭裁判所が遺産分割の方法を決定するため、成年後見人はその手続きに関与することになります。
- ④居住用不動産の処分には許可が必要：成年後見人が、本人の居住用の建物やその敷地を売却・処分する場合には、家庭裁判所の事前許可を取得する必要があります。その際には、本人の生活への影響や将来の資産管理が慎重に検討されます。遺産分割協議においてもその点に留意が必要です。

成年後見制度を利用している場合の遺産分割は、一般的な遺産分割よりも慎重な対応が求められます。事前に情報収集を行い、準備を進めましょう。